

(平成25年12月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても同社に継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた20人のうち17人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚17人のうち6人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成19年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月31日から同年9月1日まで
平成19年8月末日までA社に勤務したが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年8月31日となっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された給与支払明細書、B町から提出された平成18年分の給与支払報告書、C町から提出された19年分の給与支払報告書及びA社の回答により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成19年8月分の給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び同年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成19年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月から 23 年 3 月まで

申立期間は、A社又はB社の指示を受け、C市D地区からE等の地域へ労働者を派遣する業務を行うとともに、自身も現場で作業していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、「父は既に死亡し、現在、母も病気療養中である。申立期間は、父と母が結婚する前であり、当時のことを知る者はいないが、父からは、申立期間頃に、A社又はB社から指示を受け、C市D地区からE等の地域へ労働者を派遣する業務を行っていたと聞いていた。」と主張している。

しかしながら、C市内及びE地区を管轄する社会保険事務所(当時)に係る事業所名簿及びオンライン記録によると、申立期間当時、A社、B社及びこれらと類似する名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は無い。

また、商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時、A社の名称であったことが確認できるF社は、「A社は、当社の当時の名称である。しかし、当時の資料が無いため、申立人が勤務していたか否か確認できない上、申立期間当時、当社では、申立人が主張する業務を行っていない。また、当社は、昭和 31 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、従業員を同保険に加入させていなかった。」と回答している上、事業所名簿及びオンライン記録によると、同社は、昭和 31 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業

所となっていることが確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本により、本店所在地がC市D地区であることが確認できるB社は、「当社は、申立期間当時からC市D地区にあったB社を合併し、現在に至っている。しかし、当時の資料が無いため、申立人が勤務していたことは確認できず、申立人が主張する業務を行っていたか否かも確認できない。また、当社は、昭和29年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、従業員を同保険に加入させていなかった。」と回答している上、事業所名簿及びオンライン記録によると、同社は、昭和29年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

加えて、申立人の子は、「当時の同僚の名前は分からない。」としていることから、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4807（函館厚生年金事案 244 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 16 日から同年同月 20 日まで
② 昭和 55 年 7 月 19 日から 56 年 1 月 26 日まで
③ 昭和 59 年 12 月 10 日から同年同月 28 日まで

申立期間①は、A社B支店に勤務し、C丸に乗船していた期間であるにもかかわらず、年金記録によると、船員保険ではなく、厚生年金保険の加入期間となっているので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、A社B支店に勤務し、D丸に乗船していた期間であるにもかかわらず、年金記録によると、厚生年金保険の加入期間となっているので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしいと、年金記録確認函館地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、記録訂正は認められなかった。今回、新たな資料を提出するので、再度調査してほしい。

申立期間③は、E社に勤務し、F丸に乗船していた期間であるにもかかわらず、年金記録によると、船員保険ではなく、厚生年金保険の加入期間となっているので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された船員手帳及びA社の回答により、申立人は、継続して同社B支店に勤務し、同社同支店が所有するC丸において、上廻工の職務に従事していたことが確認できる。

しかしながら、船員保険船舶所有者名簿によると、A社B支店は、昭和 51 年 10 月 25 日に船員保険の適用船舶所有者でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、同社同支店は既に閉鎖されていることが確認できる上、同社本社は、「当時の資料を保管しておらず、申立てに係る事実につい

て不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における船員保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、A社は、「申立期間①当時、陸上で勤務する従業員は厚生年金保険に加入させていたが、船舶事故の処理等のため、乗船する必要がある場合には、船員として雇い入れ、船員保険に加入させていた。しかし、乗船期間が極端に短い場合、健康保険及び厚生年金保険から船員保険に切り替える手続を行った直後に、再度、健康保険及び厚生年金保険に戻す手続が必要になり、事務処理が煩雑になってしまうことから、おおよそ1週間以内の乗船期間の場合には、船員保険に加入させる手続を行っていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間①において、一緒にC丸に乗船していた同僚二人の名前を挙げていることから、当該二人に照会したものの、両人の協力を得ることができなかつた上、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、両人は、いずれも申立人と同様に、申立期間①において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、A社B支店に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間①及びその前後の期間において被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた11人（申立人が名前を挙げた同僚二人を除く。）に照会し、9人から回答が得られたところ、当該9人のうち、申立人と同様に陸上の職員であったとする唯一の者は、同人が所持する船員手帳により、i) 昭和48年9月28日から同年10月15日までの18日間、ii) 50年7月4日から同年同月7日までの4日間においてC丸に乗船していることが確認できるものの、オンライン記録によると、i) の期間は船員保険、ii) の期間は厚生年金保険にそれぞれ加入していることが確認できる上、当該同僚は、「乗船期間が短い場合には、船員保険に加入していないと思う。厚生年金保険に加入している期間は、船員保険料ではなく、厚生年金保険料が控除されていた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された船員手帳、事業主の供述及び申立人に係る雇用保険被保険者記録等により、申立人は、G社が所有するD丸において、A社の業務に従事し、同社から給与を支給されていたものと推認できるが、i) 同社は、「申立人に係る資料は保管していないため、保険料控除について不明である。また、申立期間②当時の船員保険の加入手続は、当社B支店で行っておらず、当社H支店でのみ行っており、同支店に申立人の船員保険関係の書類が保管されていた。」と回答しているところ、同社から提出された同社H支店における申立人の「船員保険得喪歴」から、申立期間②において、船員保険の被保険者資格を取得及び喪失したとする記録が確

認できないこと、ii) 申立人が、申立期間②において一緒にD丸に乗船したとして名前を挙げた同僚は、「私は、A社B支店に勤務し、D丸に乗船した記憶はあるが、給与から控除されていた保険料について、厚生年金保険料であったか船員保険料であったか不明である。」と供述しているところ、当該同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において継続して厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、同社H支店に係る船舶所有者別被保険者名簿を確認したものの、同人の名前は無く、船員保険の被保険者記録は確認できないこと、iii) 船員手帳において船舶所有者として記載されているG社に係る船舶所有者別被保険者名簿において、申立人及び前述の同僚の名前は無く、被保険者証の番号に欠番が無いこと等を理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年9月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A社B支店の元支店長が作成したとする同意書(乗船証明書)を提出しているほか、新たに当時の同僚3人の名前を挙げている。

しかしながら、上記同意書により、申立人が、申立期間②においてD丸に乗船していたことが記載されているものの、当該資料からは、船員保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない上、今回、申立人が新たに名前を挙げた同僚3人に照会し、二人から回答が得られたものの、申立人の申立期間②に係る船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、年金記録確認函館地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当該委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された船員手帳により、申立人は、E社に勤務し、I社が所有するF丸において、甲板手の職務に従事していたことが確認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、E社は既に解散していることから、申立人の申立期間③における船員保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない上、A社は、「E社は、当社から独立した別法人であるが、当社には、申立てに関する資料は残っていない。E社には船員がいなかったことから、同社は船員保険の適用船舶所有者でなかったはずである。また、同社の従業員が乗船する必要がある場合には、他の事業所から船舶を借りていたが、乗船期間の給与についても、同社から支給していた。」と回答しているところ、船員保険船舶所有者名簿によると、E社が船員保険の適用船舶所有者であった記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間③において、一緒にF丸に乗船していた同僚一

人の名前を挙げていることから、同人に照会したものの、同人の協力を得ることができなかつた上、オンライン記録によると、同人は、申立期間③後に E 社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 7 人のうち、生存及び所在が確認できた 4 人に照会し、3 人から回答が得られたところ、このうち一人は、「E 社に勤務している期間中、F 丸に数回乗船しており、申立人と一緒に乗船したこともあるが、年金記録では、同社に勤務していた期間は、乗船していた期間も含めて、全て同社において厚生年金保険に加入している。」と供述している上、回答が得られた 3 人のいずれからも、申立人の申立期間③における船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかつた。

加えて、船員手帳において、F 丸の船舶所有者として記載されている I 社に係る船員保険被保険者名簿を確認したものの、申立期間③及びその前後の期間において、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚並びに申立人と一緒に F 丸に乗船したとしている同僚の名前は無く、被保険者証の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、全ての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。